

令和5年からのインボイス制度で何が変わる？

インボイス制度の導入と対策 と 改正電子帳簿保存法

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。これにより課税事業者が消費税の申告にあたり、インボイスが発行されない取引に係る仕入税額を差し引くことが出来なくなります。免税事業者の方はインボイスを発行することができず、販売先から仕入先の変更や仕入価格の値下げを求められるなど、事業活動に大きく影響を及ぼすことも考えられます。免税事業者にとって、そのまま事業活動を行うか、課税事業者になるのか、選択を迫られることとなります。

今回は、インボイス制度の概要とすでに始まっている適格請求書発行事業者の登録時の注意点と令和4年1月1日から施行される新しい電帳法について解説します。

講師

兵庫太和税理士法人

所長税理士 川淵 佳子 氏

日時

令和4年2月8日（火）

午後3時00分～4時30分

定員

30名

会員でない方も
ご参加いただけます

参加料

無料

開催方法

状況によってはオンラインに変更します

データで入手した
請求書等の保存に
ついては電子保存が
義務化されていますの
で、ご注意ください！



● 2月8日（火）開催 川淵 佳子氏セミナーに参加します

会社名 (屋号)	参加者名
TEL () -	FAX () -
メールアドレス	

公益社団法人 明石納税協会

〒673-0025 明石市田町1-12-28
電話 078-923-1500 FAX 078-923-1606

